

[論文]

# 17世紀末におけるロンドン・フランス人教会の 難民対策と意識形成

——『長老会議事録』の分析を中心に——<sup>1</sup>

中川 順子

## A Study on the Reactions of the French Church of London to the Protestant Refugees and their Identity, 1680-c.1700

Junko NAKAGAWA

### 要旨

This article aims to shed light on the relationship between exacting moral control and poor relief which were practiced by the French Church, and their influences upon immigrants' sense of community and identity at the close of the 17th century in London. The subjects of this research are primarily French Protestant refugees (i.e., the Huguenots) who arrived from France in the 1680s and 1690s.

This article first illuminates how the French Church leaders and the church community played a role in influencing their members in ways that further sustained their community and increased its bond. I, especially, analyze the minutes of a meeting joined by the leaders of the church that deliberated on various community matters and some records of poor relief. Second, I explore the church's efforts and policies designed to cultivate community among newcomers and I also consider the results. Lastly, this article offers that, for some immigrants, their identity was based not only upon their belief but also regional or other interests.

Keywords : Huguenots, the French Church of London, identity, immigrants, refugees, poor relief, moral control, discipline, early modern England, diaspora

### 1. 問題の所在

本稿は、近世イングランドにおける外国人教会<sup>2</sup>を中心とした既存の移民コミュニティによるプロテスタント難民への対応（統制）が、移民コミュニ

ティと新たに加わった移民、双方のアイデンティティ形成に果たした役割に関する試論である。本稿では、1680年代、90年代、ロンドンに到来したフランス出身<sup>3</sup>のプロテスタント移民（難民）、いわゆるユグノーと、その当時ロンドン・シティのスレッドニードルストリートにあった外国人教会、すなわちフランス人教会を取り上げる。スレッドニードルストリート教会はイングランドの外国人教会のなかで最も規模が大きく、権威ある中核教会であった。本稿において、特に断りがない場合は、フランス人教会はスレッドニードルストリート教会を指すこととする。

近世イングランドにおける移民研究については枚挙にいとまがない<sup>4</sup>。その多くが、R. Gwynnの研究に代表されるように、移民によるホスト社会への経済的・文化的貢献を評価するものである<sup>5</sup>。1980年代以降、テューダー期やステュアート期前半を中心に、移民の共同体や外国人教会に関する社会史的な研究成果が増加するものの<sup>6</sup>、移民の同化やアイデンティティにかかる問題を扱った研究成果は、乏しいのが実状である<sup>7</sup>。しかしながら、近年、同化や市民化という視点から、近世移民を多角的に扱った論集（『外国人（よそ者）から市民へ』<sup>8</sup>と宗教難民である近世のユグノーを「ディアスポラ<sup>9</sup>』という観点から捕捉した論集（『記憶とアイデンティティ』<sup>10</sup>が相次いで刊行された。後者の編者であるB. V. Ruymbekeは、その序章で「難民、あるいはユグノー・ディアスポラの研究は、あまりにも長い間、ユグノー研究の歴史において看過されてきた」と述べている<sup>11</sup>。彼の言葉と編著のタイトルが示すように、プロテスタント難民のアイデンティティや記憶の問題、彼らがホスト社会におけるよそ者からその一員となる過程に関する研究の深化が必要とされている。

17世紀のイングランドにおけるユグノーの同化やアイデンティティについての研究に関して言えば、それらの研究の多くが世紀前半を対象としている。16世紀後半に到来・定住した移民たちのその後や、彼らの第二・第三世代の動向を、分析対象としているからである。それらの研究が共通して指摘することは、移民間、移民と教会間の関係維持における外国人教会の存在とプロテスタント信仰の重要性である<sup>12</sup>。例えば、C. Littletonは、『記憶とアイデンティティ』所収論文のなかで、次のように述べている。17世紀半ばにおいて、

教会のアイデンティティ、すなわちそのメンバーのアイデンティティとは、「フランス人」であることを、その中心としていたのではない。なぜなら、その当時のフランス人教会の信徒は、フランス出身者だけでなく、大陸の非常に多くの地域からの出身者によって構成されていたからである。教会のメンバーたちのアイデンティティの中核を為していたのは、改革派の教会規律（discipline）であった、と彼は指摘する<sup>13</sup>。

プロテスタント難民たちの国や地域に限定されない信仰による繋がりは、彼らのコス（ズ）モポリタンな活動や「プロテスタント・インターナショナル」なネットワークの生成と展開をもたらした。そのような視座に基づく研究は近年増加している<sup>14</sup>。もっとも、このような研究の対象の中心となるのが商人や聖職者、知識人、軍人である点には留意すべきであろう。加えて、いみじくも坂本論文が指摘するように、これらの研究は、プロテスタントたちのなかにあるアイデンティティを、前提として、または結論としても、同定・固定的あるいは自明のものとするところに問題点がある<sup>15</sup>。

ある個人、集団にとって、アイデンティティが単純で画一的、固定的なものとは限らない。むしろ、アイデンティティが複雑で多層的、流動的なものであることは、今更言うまでもない。環境あるいは状況に変化が生じたとき、人は自らがどのような存在であるかを改めて認識する。その際、往々にして、アイデンティティは再構築される。換言するならば、環境や状況に応じて、人は自らをいかに認識し、表象するか、それが自発的なものであれ、強制的なものであれ、選択している<sup>16</sup>。移民の場合、「移民」という新しい土地への移住・定住、異文化との接触という地理的・文化的な越境経験ゆえに、彼らは自らのアイデンティティをめぐって、選択、再構築を強いられがちである。しかし、従来の近世イングランド移民研究においては、そのことが看過され、ホスト社会における移民集団のアイデンティティを自明のものとして、固定的に扱い、議論することが多い。

ホスト社会によって歓迎、受容され、ホスト社会の言語や文化を身につけながら、新たな環境に適応し、それを享受する移民もいる。その一方で、多くの移民が、現実には、ホスト社会の敵意ある反応にしばしば直面する。その結果、可能な限り、ホスト社会に既存の、もしくは新たに創り出した、同

朋共同体に居続けようとする者もいる。ホスト社会に迅速に同化することを望む移民もいるが、同化の過程は必ずしも順調かつ直線的なものではないがゆえに、同朋共同体と「即かず離れず」の関係を維持することを選ぶ者もいるのである<sup>17</sup>。それは、ホスト社会との関係についても同様である。

帰属をめぐる移民の選択は、自己認識においてだけではなく、共同体それ自体の存続や、共同体の同朋への影響力、共同体意識のあり方に、「揺さぶり」をもたらす。移民の流入が急激かつその規模が大きく、彼らの流動性が高いほど、移民による選択が与える安定していた既存の共同体への作用は、無視できないものとなる。それゆえに、既存の移民共同体とそのエリートにとって、急遽到来する同朋移民への対応が、自らの存続にとって重要な問題となってくる。そのような事態に直面したのが、17世紀後半ロンドンのフランス人教会とユグノー共同体である。Littletonが明らかにしたような、教会とその会衆のアイデンティティの有り様は、1680年代や1690年代、新たに多くの移民を迎えた共同体と新参者に、どの程度まで当てはまることなのであるうか。

本稿の目的は次の2つである。第一に、17世紀後半のフランス人教会とユグノー共同体による移民対策の実践と実態、具体的には教会による信徒の規律化と救貧活動が、意識形成や共同体維持に果たした役割を考察する。平信徒の動向を、彼らの立場から把握することは史料上困難である。したがって、本稿では、フランス人教会の指導者に着目する。その結果、彼らの言動には信仰に基づくアイデンティティ共有への指向性が見られることを明らかにする。第二に、フランス人教会や共同体のエリートたちの動きに対する移民の反応、とりわけ彼らによる自らの協会（ソサイエティ）設立と彼らのアイデンティティについて検討する。最終的には、当該時期のユグノー共同体のなかに、「想像された故郷（共同体）としてのフランス」<sup>18</sup>という地域性に基いたアイデンティティの形成が見られたことを提示したい。

本稿の構成は以下のとおりである。以下簡単に史料の紹介を行い、移民流入のインパクトを明らかにするために、次章でその規模とフランス人教会の変遷について概観する。その上で、移民の大量流入を経験したフランス人教会による規律化と救貧活動、さらに移民の互助組織の存在について考察する。

最後に現段階での結論と今後の課題を提示する。著者はこれまでも外国人教会による規律化や救貧活動についての研究を進めてきたが<sup>19</sup>、本稿はそれらの成果を踏まえ、今後の研究の方向付けを行うためのものでもある。

本論に入る前に、史料について確認しておく。本稿で主に分析の対象とする史料は、Gwynnによって編纂された『スレッドニードルストリートにあるロンドン・フランス人教会長老会議事録、1679-1692年』（以下『議事録』と略す）<sup>20</sup>である。長老会とは教会の指導者たちによってもたれる会合である。教会の指導者は、後述するように、その共同体の有力者とほぼ重なっていた。長老会では、フランス人教会と共同体に関わる様々な問題が議論された。それゆえ、その記録である『議事録』には、フランス人教会が直面した教会固有の問題とそれらに関する指導者たちの対応はもとより、17世紀後半イングランドの移民たちの社会環境や私的領域に関する事柄まで記載されている。もちろん、この史料があくまでも共同体・教会のエリートたちの意思を反映したものであるために、行為の背景にある信徒の意識まで探ることには限界がある。したがって、解釈に慎重さが求められる。しかしながら、多岐におよぶ議事の内容から、断片的ではあっても、信徒たちの行動や意図をうかがい知ることは可能である。なお、本稿では『議事録』以外に、救貧受給者に関するフランス人教会の記録なども参照する<sup>21</sup>。

## 2. 移民の流入とフランス人教会

近世イングランドは大きな移民到来の波を二度経験している。最初の波は16世紀後半である。このときの移民人口に占めるフランス出身者の数は少なく、彼らはマイノリティのなかのマイノリティであった。次の波は、1680年代、90年代である。いずれの場合も、その多くが大陸でのプロテスタント迫害から逃亡した宗教難民であった。

宗教難民にとって、信仰の自由を確保することは極めて重要な問題であった。1550年にエドワード5世によって、カルヴァン派を信仰する者たちに、ロンドンに彼らのための外国人教会の設立を認可する特許状が与えられる。彼らはロンドンのオースティン・フライアーズのセント・オーガスティン・

チャペルを使用する許可を与えられたことに加えて、若干の制限はあるものの<sup>22</sup>、彼らの宗教的規律に基づいた形での教会運営・礼拝の実施を許可されていた。3ヶ月後、フランス語系の信徒たちはフランス語による礼拝を行うために、スレッドニードルストリートの教会に移動した。以降、新しい教会はフランス人教会として、もとの教会はオランダ人教会として活動を行うようになる。教会の分離は、移民人数の増加と言語別の礼拝という現実的・便宜的理由によるものであるが、その結果、教会は、同じ言葉を話す者たちが日常的にコミュニケーションを行う場所としても機能するようになる<sup>23</sup>。16世紀末の段階で、フランス人教会には約2,000人が所属していたと推定されている<sup>24</sup>。

17世紀前半は、イングランド内の多くのフランス人教会、とくに地方の教会にとって、前世紀後半と比較して、その規模の維持が難しくなった時期であった。信徒に占める移民の第二・第三世代が増加し、彼らの中にはイングランド出生の者も少なくなかった。フランス人教会に関わり続ける移民の子孫がいる一方で、教区教会に所属する者が増加した<sup>25</sup>。そのような状況下、1661年のサヴォイ教会の設立は共同体に激震を与えた。なぜならば、サヴォイ教会はコンフォーミスト教会、すなわち国教会の祈禱書と礼拝方法を採用したユグノーのための教会だからである。サヴォイ教会の出現により、同じ信仰・制度に基づくフランス系移民共同体の結束が瓦解するのではないかと危惧された<sup>26</sup>。

17世紀最後の20年間に、イングランドに陸続と到来したユグノーの数は4－5万と推定され、18世紀初頭にはロンドンとその周辺だけで約21,000人以上の移民がいたとされる。ユグノー人口の増加に伴い、18世紀を迎える頃には、ロンドンに約20ものフランス人教会が設立され、その3分の1はコンフォーミスト教会であった。17世紀後半のスレッドニードルストリート教会は、信徒約6,000人から8,800人を抱える最も規模の大きなフランス人教会であった<sup>27</sup>。

一般に、イングランドにユグノーが最も多く流入した時期は、いわゆる「ナントの勅令」廃止直後と言われてきた。しかしながら、Gwynnが示すように、到着するユグノーの人数が多い年は、1681年<sup>28</sup>と1687-88年である。1685年にスレッドニードルストリート教会に、新たに入会した人数が283人、

1686年には607人であるのに対し、1681-82年には1,873人、1687-88年には3,212人である。1687年はジェイムズ2世による信仰自由宣言が出された年であり、1688年は名誉革命の年である。ユグノーの移動については、フランスにおける迫害というプッシュ要因だけではなく、前述の2つの出来事により、イングランドはプロテスタントにとっての聖域であるとの認識がプル要因として作用してこそその行為であった<sup>29</sup>。

17世紀後半の移民流入は16世紀前半のそれと比して、人数の点でも、それが特定の年に特に集中したという点でも、インパクトが大きかった。しかも到着した移民の多くは困窮難民であったため、彼らの存在は社会問題化する恐れを孕んでいた。外国人教会と移民共同体の存続は、事実上、ホスト社会とりわけ為政者の保護と好意に依存していたので、外国人教会にとって、共同体と新たに到着した同朋を守るために、迅速な対応が急務であった。

### 3. 規律化と救貧による意識形成への努力

#### 3-1. 厳格な規律と敬虔なプロテスタントとしてのイメージ

スレッドニードルストリート教会はカルヴァン派の「教会規律」<sup>30</sup>に則って運営される改革派教会である。フランス人教会がロンドンに創設されて以降、そのシステムは17世紀の後半に至ってもほとんど変化していない。16世紀の状況については、別稿<sup>31</sup>に詳述しているが、簡単に教会組織についてふれておく。フランス人教会は長老制度に基づいており、教会運営は牧師、長老、執事によってなされていた。教会運営の決定機関は、牧師と長老が参加する長老会であった。長老会の中心的な仕事は会衆内の規律の維持であった。そのための会合が日曜日と水曜日に開かれ、議事における決定事項や報告事項が『議事録』に記録された。通常は週2回開催の長老会であるが、1686年から1688年にかけては、到着する移民が急増し、その対応のために、臨時に会合を開くことが多くなっている<sup>32</sup>。

外国人教会は、信徒の信仰生活を支援するだけでなく、慈善と秩序維持を通じて、彼らの社会生活を支援する組織でもあった。後者を主に担当した

のは、長老と執事であった。長老は平信徒から選ばれ、無給であった。教会内と信徒の規律・秩序の監視をその職務とし、長老1人に1つの管轄地区が割り当てられ、長老はそこでの風紀秩序の維持に責任を負った。1688年までは人数が13人であったが、それ以降は移民の増加を受けて、18人に増員されている。執事は救貧業務を担当した。執事も平信徒から選ばれる無給の役職であった。執事は独自に会合を組織していたが、共同体に関わる重要な事項が決議される時や、救貧関係の報告を行うときは、長老会に加わった<sup>33</sup>。長老や執事は通常、信徒のなかでも有力者から選出され、長老は執事経験者であることが多かった。1679年から1692年の間に長老職についた者の4割がブリテン島生まれであり、彼らの多くは、ホスト社会においてもすでに地位ある存在であった。執事については、フランス出生の者が多く、その範囲は広域であった<sup>34</sup>。長老の構成は、移民第二世代以降の者によるフランス人教会への関与と帰属意識の保持を示している。

以下、本題に入る。信仰は宗教難民を結びつけるコア・アイデンティティと言われる<sup>35</sup>。フランス人教会に所属することは、宗教的・社会的サービスの享受に加えて、共通の信仰、共通の言語<sup>36</sup>、過去に経験した共通のトラウマ、すなわち迫害や暴力を伴うカトリックへの強制的な改宗を共有する者との日常的な接触でもあった。そのような場に、どのような人物を受け入れるかということは重要な問題であった。「教会規律」によれば、教会への加入を希望するものは、まず、その地区を担当している長老との面談が必要であった。その後、長老会において、以前に所属していた教会からの証明書を提示するか、「自らの善き言動 (their good life and conversation) を証明してくれる証人を指定」しなければならなかった。場合によっては、加入前に教導が施され、その成果を長老会で示すことが要求されることもあった<sup>37</sup>。証明書 (*témoignage*) は、元の所属教会がその人物の信仰の健全さを保証するものであった。加入者は、カトリックへの転向者であれば、転向理由の説明が求められた。また彼らは、改革派教会でのサービスを受けるための木製あるいは金属製の「しるし」 (*mé(e)reaux*) を携帯していた。これは彼らが、カトリック教徒やスパイではないことを示すものであった<sup>38</sup>。

『議事録』には、新しく来た移民の審査に関する記述が多い。長老会が申



請者の加入を却下もしくは延期の決定を下し、長老による詳しい身元調査や申請者への教育的指導の指示も散見される。例えば、「Marie MarlierとCharlotte Colasを教会員とすることを延期することとした。理由は彼女らの知識（教育）はまだ乏しいからである（1680年3月28日）」<sup>39</sup>、「Henry Massienneはバリーで我々の宗教を放棄したことを認め、信仰告白(*reconnaissance*)を希望している。彼を受け入れることになったが、その前に6ヶ月間、彼の素行を確かめ、教会に知らせるとの決定がなされた(1683年2月25日)」<sup>40</sup>。出発地で証明書を発行してくれる教会が存在しなかった等の理由により、到着した者の多くは証明書を携帯していなかった。それゆえ、入信希望者の多くが、会衆の前で自らの罪や信仰を告白する「信仰告白」を行った。このことは、同じように迫害・強制改宗に苦しみ、それを告白するというつらい経験を他人と共有することになった。それは一種のセラピー的なものであったかもしれないとE. Barrettは主張している<sup>41</sup>。同じ記憶と経験の共有はお互いの結束と共同体意識を強化する方向に作用したであろう。「教会規律」の取り決めと『議事録』に散見される事例は、教会が新参者の受け入れに慎重であったことを示している。しかし、1680年代半ば以降、到着人数の増加に伴い、信仰告白の件数も増加し、審査は緩和される傾向にあったことが『議事録』の記述から伺える<sup>42</sup>。

フランス人教会は個人にユグノーとして敬虔であることを求めたが、そのような態度や方針は、教会運営と各教会間の関係についても反映されるものであった。イングランドにおけるユグノーの有力者の一人であり、のちにイングランドに帰化したHenri de Massue<sup>43</sup>が、増加する貧しい移民への対策に苦慮する長老会に対し、「この都市のフランス人難民の利益のために、もっと結束するように」と提言している。しかし、長老会は、彼の提言に感謝しつつも、異なる体制の教会の存在がそれを難しくしていると回答している。異なる体制の教会とは、サヴォイ教会をはじめとする17世紀後半に急増したコンフォーミスト教会のことである<sup>44</sup>。オランダ人教会とフランス人教会は共にノン・コンフォーミスト教会であり、それゆえ、問題発生時には、しばしば共同で対処してきた。長老会にとって、結束とアイデンティティの中心となるのは、地域性よりも、同じ信仰、すなわちカルヴァン派のそれであり、

それを具現化した同じ制度の共有であった。

ホスト社会の反応に敏感な長老会は、新たに加わった移民だけではなく、古参の移民を含む共同体全体のコントロールと規律に対する認識の共有を課題としていた。それは、会衆の日常生活、ライフサイクルへの干渉という形となって現れ、公的・私的双方の領域に及んだ。教会は、イングランドの国政や地元の政治的な問題への関与を避けていたが、信徒にも同様であるよう求めている<sup>45</sup>。フランス人教会の役職者たちは、共同体内で争いや問題が発生すると、その処理をするべく仲裁に入った<sup>46</sup>。教会の干渉は経済活動にまで及び、例えば、破産した人物に対し、教会は「…債権者を満足させるよう努力するよう勧告する。なるべく早々に負債を返済することを長老会で約束した者にのみ「しるし(*mereau*)」を与えることにする(1690年12月31日)」<sup>47</sup>としている。

信徒の素行について、長老たちは担当地域において近隣住民に聞き込みを行い、ホスト社会の嫌悪を招くような不祥事を防止するべく、規律の違反行為を長老会に報告していた。1680年代、会衆の規律違反とそれに対する長老会の違反者に対する非難や処罰が『議事録』には多数記録されている。規律違反として挙げられている行為は、放蕩、配偶者(主に妻)や子供への暴行・虐待、配偶者や家族の放棄、重婚、未婚の状態での妊娠、姦通、親の許可のない婚姻、不正や偽りにより教会から救貧を受けること、喧嘩など騒ぎを起こすこと、教会での不敬行為、殺人等、様々であるが、男女の関係に関わる問題が中心であった<sup>48</sup>。規律違反者は、長老会に招集され、審問をうけ、悔悛しないようであれば、違反者に対する宗教的なサービス(聖餐)を停止された。『議事録』から数例みてみよう。Michel Castel氏はキリスト教へのさまざまな不敬行為により非難を受け、彼への聖餐も公に停止され(1681年9月18日)、「Matthieu Bonsergeantは妻を捨て、放蕩・乱行に身をまかせているため、彼に対する聖餐は公に停止される(1682年9月24日)」<sup>49</sup>、「Abraham l' Evesqueは、まだ妻が生きているのに、別の女性と結婚しようとしたので、彼は聖餐を公に停止されるであろう(1684年9月28日)」<sup>50</sup>。「Paul Barbierは18歳の男性と反対の宗教を信仰する30歳の女性との結婚を、男性の母親の許可なく、扇動したために3ヵ月間の聖餐を停止されている(1687年5月8日)」<sup>51</sup>。

1690年には教会牧師の娘が、親である牧師の許可無く結婚し、聖餐停止を受けている<sup>52</sup>。

長老会は会衆全体に、フランス人教会の一員としてふさわしい善き振る舞いをするよう繰り返し指導している。1682年2月26日には、信徒たちに教会内で礼拝の間に飲食をしないように通告するとの記述がある。そのような行為を、イングランドの人々が嫌がるとの理由からであった。そのため、朝の礼拝後、会衆は教会の建物から離れることを求められた<sup>53</sup>。『議事録』からは、信徒に対し、同様の通告が繰り返し行われたことが伺える。その内容は、説教後即座に教会を去らないように、そして路上で立ち止まらないように、教会内外では静粛さを保つように、親や保護する立場にある人は、子供が教会内や路上で騒がないよう子供を監督するように等、要するに、イングランドの人々が好まない行為を禁じるものであった<sup>54</sup>。

『議事録』には、娯楽、飲酒、泥酔についての記述も見られる。ユグノーが多く居住していたスピタルフィールズのコンスタブルが、長老会に対して、同地区のフランス人の悪しき素行について不満を述べたときには、ホスト社会の反応や意見に敏感な長老会は、即座にそのような放蕩乱行に対し警告を出している<sup>55</sup>。また、長老はしばしばスピタルフィールズにある居酒屋を監督・指導するために訪問した<sup>56</sup>。信徒にも繰り返し通達を出している。1684年7月23日の記録には、「……昼夜問わず居酒屋に入り浸っている教会の信徒に対し、暴飲暴食、数々の乱行・放蕩行為を止めるよう、強く求める。彼らの行為・状態は、迫害を受けたプロテスタントや難民としてふさわしくないものである。彼らは、彼らの同朋や教会の名誉を汚している」、さらに日曜にはギャンブルや不謹慎な発言はもとより、歌や踊りなどの娯楽も控えるように、という通告を次とその次の日曜日に行くことを決めたとある<sup>57</sup>。また、1691年2月8日には「そのような公の会食やダンスやゲームは、教会によって享受される秩序と節度ある振る舞いに反し、イングランドの人々に不快感を与え、我々の貧しい難民同朋に対する同情心を損なうものである」とあり、さらに困窮者とともに涙し、豊かさをひけらかすことで貧民支援の理由を損なわないように、慈善活動を妨げないよう、長老会は違反者に対し、厳格な規律を適応すると記録されている<sup>58</sup>。以上のような事例から、長老会

は、新参・古参を問わず、信徒たちに「祖国で迫害を受けた敬虔な善きプロテスタント（キリスト教徒）」との肯定的なイメージの形成とそれを核とした共同体意識の共有を期待していたと考えられる。このようなイメージはホスト社会に対するアピールとしてだけでなく、共同体の秩序と結束を維持するためにも、教会の指導者たちにとって、重要かつ不可欠な要素であった。

これまでに述べてきたような規律違反の事例、各種通告事項は、『議事録』に繰り返し記録されている。このことは、長老会の努力を示すと同時に、それにもかかわらず、規律違反が繰り返されていたことをも示している。ただし、そこからのみ、信徒や違反者の意思や思考、行為の意味を解釈することは困難である。『議事録』に現れなかった信徒の多くは、教会規律を遵守していた。しかしながら、教会や共同体が期待する行為から逸脱する者がいたこともまた事実である。『議事録』から明らかなことは、長老会が、教会の信徒個々人のモラル強化に大変な労力を費やし、違反者を社会的・宗教的に共同体から排除するという制裁（とその可能性）によって、共同体の秩序と一体性の維持・強化に努めていたことである。しかし、信徒のなかには、教会規律を重荷に感じ、フランス人教会を去る者もいた。長老は、新たに来る者だけではなく、去る者についてもリストを作成するよう命じられている<sup>59</sup>。長老会の期待する振る舞いすなわち厳格な「教会規律」の遵守だけでは、信徒たちに意識の共有を促し、共同体に彼らを繋ぎ止めておく手段とはならなかったようである。

### 3 - 2. 救貧活動 - 統制と意識形成の手段として

一般に、フランス人教会の慈善活動はよく機能していたと言われている。近世のイングランドにおいて、通常外国人は教区救貧の対象外であった<sup>60</sup>。1680、90年代、『議事録』には救貧にかかる問題についての記録が多いが、それは当時次々と到着したユグノー難民の多くが、財産をほとんどもたず、支援を必要としていたからである。それゆえ、フランス人教会と長老会にとって、救貧は共同体が処理すべき、楽観視を許さない重要かつ緊急の問題として認識されていた<sup>61</sup>。

『議事録』によれば、資金提供以外にも多様な難民支援策が検討されている。長老会は、到着する人々のために家を確保するように執事に命じている。住居だけではなく、子供を教育するための場所の調査も同時に命じている<sup>62</sup>。実際に、家屋が調達され、教師の選定も行われた<sup>63</sup>。信仰の実践と、就職のために、子供の教育は重要視された。教育支援以外にも、長老と執事は、病人や貧民を訪問し、必要に応じて教会が雇用した医療スタッフや薬剤師を派遣している<sup>64</sup>。また、衣服や石炭、パンなどの現物の募集と支給も行われている<sup>65</sup>。

移民の流入規模と、難民支援に必要とされたものは、1680年代のフランス人教会と共同体の支援能力を遙かに超えていた。移民支援のための財源をフランス人教会と共同体だけで賄うことは困難であり、イングランド社会側からの支援が不可欠であった。それらは、「教会勅書」によって募集されたイングランドの人々の「寄付金（義援金）」、国王からの「下賜金」、議会による「公金付与」であった<sup>66</sup>。例えば、1686年のユグノーのための教会勅書によって集まった義援金は約42,889ポンドに達した<sup>67</sup>。

移民への資金援助の窓口として機能していたのは、フランス人教会であった。義援金支給の記録によれば、受給者はフランス人教会所属者の約3割に相当した。通常、受給者は1回に数シリング、それを数回繰り返して、総額で1-2ポンド受け取るケースが多かった。義援金の支給目的（用途）は、当座の生活のための支度金、病人の治療費、子供の養育費・教育費、ロンドンから別の場所への旅費、職探しや仕事を始めるための資金、年金など多様である<sup>68</sup>。

このような救貧活動を長老会はどのように捉えていたのであろうか。1680年代の前半は、貧民は救済されるべき弱者として扱われた。しかし、到着する難民の多さから、長老会は受給対象者を審査・制限するようになる。『議事録』の1685年4月1日の記録によれば、長老会は、貧民に道徳心が欠如していることを問題視し、今後、就労努力を真面目に行い、それを6ヶ月ごとに報告する者に対してのみ、支援を行うことを決めている<sup>69</sup>。また、1688年11月18日には、この教会に所属するフランス人難民に救貧を行うとの記述もみられる<sup>70</sup>。教会による救貧を享受したければ、移民はまずフランス人教会

に所属し、長老会が期待するような善き行いをしなければならなかった。長老会による教導強化の直接的理由が財源の逼迫であったとしても、結果的に救貧は、移民とりわけ貧民を統制し、彼らと共同体との繋がり維持に有効な手段となり得た。

救貧のための財源は不足しがちであったので、長老会は常に寄付の募集について協議し、信徒に協力を求めた。1685年9月30日の記録には、教会員に慈善への協力を求める通告を次の日曜日に行うことが決められている。その内容は次のようなものであった。基金はすでに枯渇しているが、新参・古参両方の貧民への支援が必要であり、募金以外に手段はない状態である。「必要が増す冬が近づいており、フランスにいる我々の兄弟たちの状況は日々ますます悲惨なものとなっているので、困窮する人の数も増える恐れがある…<sup>71</sup>。」このアピールにより、558ポンド以上の募金が集まったが、まだ十分とはいえ、その後も教会の役職者による戸別訪問の必要が議論されている<sup>72</sup>。教会が直面している危機的な状況に対し、長老会は、「教会を140年も支えてきたのは、信徒が教会に示す愛情なのだ」と訴えている<sup>73</sup>。信徒たちは救貧活動に協力することで、長老会の要請に答えていることから、教会が直面した危機は、教会内の結束強化に寄与したと言えよう。

その一方で『議事録』には次のような記録もある。1684年8月3日には、サヴォイ教会に出席し、我々の教会に貢献しない者は、もはや我々のメンバーではなく、「しるし」も与えられないとの記述があり<sup>74</sup>、信徒による貢献と帰属の問題が議論されている。さらに、1690年1月8日には、本来フランス人教会で貢献している者が、他の教会に参加し、そこで貢献するなら、その者が困窮しても、教会は支援しないことを長老は伝えるようにとの記述がある<sup>75</sup>。長老会は貧者だけではなく、貢献者である信徒にも教会への忠誠を求めていた。それと同時に、以上の事例から、信徒の中にはフランス人教会からコンフォーミスト教会への帰属を望む者がいたことが示唆される。長老会の思惑とは別に、移民たちにとって、信仰や制度の差違よりも、フランス語での礼拝を行うか否かが、帰属に際しての問題だったのかもしれない。

R. Smithによれば、ユグノーに対する救貧活動は、階級の制限なく支給を実施した救貧活動として、イングランドで初めてのものであった<sup>76</sup>。実際、

プロテスタント難民のなかには、祖国において富裕だった者も含まれていた。彼らもまた救貧の受給者となった。ある御婦人 (gentlewoman) は55回も義援金を支給され、その総額は20ポンド以上であった<sup>77</sup>。1686年から1709年の国王下賜金の分配については、支払い項目全体に対する、上流層 (Persons of Quality) または、ブルジョワジ (the Bourgeoisie) と区分された者への支払いが約41パーセントを占めていた。それに対して下層 (the Common or Lesser sort) に区分されている者は全体の約18パーセントであった。1696年の国王下賜金からの支払いについては、上流層 (the Nobility) への支払額は約308ポンド、ブルジョワジへの支払額は約693ポンド、下層の者 (the Lesser Classes) への支払額は約604ポンドである<sup>78</sup>。

1703年については、上流層 (250人) に対して約2,381ポンド(約20%)、ブルジョワジ (723人) に対して約4,036ポンド (約34%)、下層の者 (2,651人) に対して約2,058ポンド (約20%) が支払われている<sup>79</sup>。人数の少ない上流の人々に、人数の多い下層の人々に対するのとほぼ同じもしくはそれ以上の額が支払われている。年によって、人数や額に違いはあるが、支払いに関する傾向に大差はない<sup>80</sup>。1686年より、プロテスタント難民への国王下賜金の給付配分の決定や実務に関与していたのはフランス人委員会という組織である。そのメンバーには、フランス人教会から選出されたユグノー (とその子孫) が含まれていた<sup>81</sup>。したがって、その決定には移民共同体に関わる有力者の意思が、少なからず反映されていたと考えることが可能であろう。前述したような下賜金の配分ゆえに、フランス人委員会は貧しい移民たちから、本当に必要なところに救貧が行われていないとの非難を浴び続ける。フランス人教会共同体のメンバーの中には、彼らの共同体のエリートやフランス人委員会に不信感を募らせ、彼らを激しく攻撃する者もいた<sup>82</sup>。

フランス人教会の指導者や、すでに確固たる地位を有す富裕なユグノーとその子孫たちは、新しく到着した難民がホスト社会で問題化しないために、救貧という手段でもって、彼らを教会と共同体に取り込み、共同体の一員としてそれにふさわしい意識と言動を求めた。ついで、彼ら、とりわけ貧しい者たちに、ホスト社会で自活できるよう支援を行い、ホスト社会への同化を助長した。その一方で、下賜金の配分額が示すように、彼らは共同体内の富

裕層への配慮を怠らなかった<sup>83</sup>。M. Walzer は指摘している。移民共同体が自らを存続させるためには、それがヴォランタリな組織でなければならない。ホスト社会などの他者からよりも、内部の構成員の離反や無関心のほうが、共同体の存続を危うくするからである<sup>84</sup>。フランス人教会や有力なユグノーたちは、その共同体を維持するために、特定の集団（富裕な人々）を共同体に繋ぎ止めておきたかったのではないか。以上のことから、救貧は統制のための手段でもあり、帰属意識を維持するための手段でもあった。

#### 4. ゆるやかな「フランス」アイデンティティ

長老会が移民たちに共有を求めた「敬虔なプロテスタントであること」という意識は、実際に彼らにどの程度共有されていたのか。また、救貧をめぐる共同体内の分裂がどれほどのものであったのかを明確にすることは困難である。しかし、『議事録』や救貧活動からわかるように、移民にとって教会からの支援を期待することに限界があったのは確かである。

移民の経済活動は、ホスト社会の労働市場における脅威となり、雇用競争を招くことが多かった。それが彼らに対するイングランド人の嫌悪感、彼らとの対立につながることも少なくなかった。また技術を生かし自立するにせよ、外国人であるユグノーにはギルドが障壁となった。外国人の扱いについては、時期やギルドによって異なるが、加入が認められても、外国人であるがゆえに制限を課せられることが多かった。また、ギルドやイングランド人職人たちとの関係が常に円滑とは限らず、攻撃の矛先となりやすかった<sup>85</sup>。1683年8月19日の『議事録』にも、織布工カンパニィから、「この教会のメンバーである親方や絹織物の織布工がカンパニィの規則を守っていない」との苦情記録がある<sup>86</sup>。長老会はホスト社会との仲介役として、そのようなメンバーに対し、外国人に制約があることは承知の上で、カンパニィの規則に喜んで従うよう伝えることを決定している<sup>87</sup>。共同体をホスト社会の攻撃から守るためには、カンパニィとの衝突を避け、信徒たちに善き振る舞いを要請しなければならなかった。外国人教会は外国人の権利を守るため、国王や議會に働きかけていたが、その存続がホスト社会との関係にかかっている以



上、そのような活動にも限界があり、それは前世紀から繰り返されたジレンマであった<sup>88</sup>。ギルドへの加入を避け、その権力が及ばない郊外地に住み、経済活動を行う移民も多かったが、それはギルドに加入することで得られる経済的・社会的なサービス（年金受給や病気の時の手当など）の放棄を意味していた。

そのような状況下、移民が自らの互助組織の必要性を感じ、それを立ち上げたとしても驚くことではない。事実、17世紀後半、自分たちの置かれている厳しい経済状況を軽減するために、職能や地域を基盤に、移民による「友愛協会」が相次いで設立された。1683年には「ニーム出身者協会(*Société des Enfants de Nîmes*)」が、1687年ごろには「パリ人協会(*Société des Parisiens*)」がそれぞれ設立されている<sup>89</sup>。また、1692年2月14日の『議事録』には日雇い仕立工たちによって、「病気や困窮時にお互いに助け合うための互助組織」を設立するための計画が、様々な規則が書かれた組織の設立綱領と共に、長老会に認可を得るために、提出されたことが記録されている。次の日曜日に、その計画は、敬虔であり、妥当で良いものであることが報告されている。もっとも、4半期ごとの最初の日曜日に会食するという項目については、信仰の面においてよくないと但し書きがつけられている<sup>90</sup>。この事例は、長老会が、教会内外の組織にもその活動において「教会規律」や信仰と齟齬をきたさないよう注意していることを示している。

前述した協会以外にも、ノルマンやドフィネなど地域名を冠した協会の設立が続いた。これらの協会は、協会の居住地域にあるひいきの居酒屋で定期的に会合を開き、独自に基金を保有・管理し、それを互助のために利用した。通常、その会員には同郷者、同職者、同じ信仰（信条）を持つ者などの資格制限があった<sup>91</sup>。このことは、移民たちが、外国人教会以外にも、フランスあるいは同郷出身もしくはフランス語使用による繋がりを求めていたことを示している。設立の契機が、現実的な理由であったとしても、その協会に集うことで、移民は互いに同郷（フランス）から来た者であることを再認したのではないだろうか。

出身地域を基盤にしたユグノーの繋がりを示す事例は他にもある。例えば、スピタルフィールズにあったフランス人教会のひとつであるセント・ジー

ン教会の所属者は、主に絹織物工で、ほとんどがオート・ノルマンディのコー地方 (Pays de Caux) とピカルディ出身者であった。牧師も同地域出身者が採用されていた<sup>92</sup>。フランス人教会のなかにも、移民の地域的なルーツに従って構成された救貧のための内部組織があったことがうかがえる。それは『議事録』に「ノルマンディ (La Normandie)」委員会として記述されている<sup>93</sup>。いみじくも Barrett が指摘しているように、多くの移民にとって、それらの協会や組織は出身地、さらにはより包括的な「フランス」を基盤としたゆるやかな繋がりを維持するだけではなく、「固有 (特定) のアイデンティティ」を生成し、さらにそれを強化するための社会空間であった<sup>94</sup>。結果的に、移民たちの協会のいくつかは、20世紀後半まで続いた<sup>95</sup>。それゆえ、移民がホスト社会に同化していく途上において、地域 (同郷) アイデンティティを形成し、それを保持したことを看過すべきではないであろう。

## 5. 結論と課題

以上、『議事録』や救貧にかかわる記録を手がかりに、17世紀後半のフランス人教会やユグノーにかかる規律化と救貧の実態の一端を明らかにしてきた。『議事録』からわかることは、長老会にとって、「善き敬虔なプロテスタント」であること、またそのイメージが、共同体のアイデンティティの核であり、メンバーに共有されるべき意識であった。陸続と到着する同朋難民への対処に迫られた教会の指導者たちは、ホスト社会の否定的反応を助長せず、教会を中心に結束を維持しようとする。そのため的手段が厳格な教会規律による統制であった。教会所属者には規律の遵守を求めることで、共同体内の秩序と一体感を維持・形成しようとした。その意味において、長老会はそれまでの伝統に忠実であった。

ユグノー難民の多くは支援を必要とする状態での到着であった。救貧活動のための財源確保が、長老会の重要な課題であったことは『議事録』から明白である。幸いにして、彼らは共同体と関わりを持ち続ける古参移民やその後継者たちからの支援、イングランド側からの支援を期待できた。教会の危機的状況は、その解決のために信徒の協力を必要とした。それは、教会と信

徒の、共同体内の紐帯を強化する方向に作用したと考えられる。また救貧は、それを受けるためには教会との繋がりが前提であったので、新たな移民の共同体への帰属を促進し、あるいは帰属を義務化する方策ともなった。長老会は救貧を受ける者には、規律の遵守を求めたため、救貧はフランス人教会と共同体にとって、移民をコントロールするための手段ともなった。それには貧しい者たちの自立とホスト社会への同化を促進することを意図されていた。それと同時に、救貧活動における、富裕層への配慮は、富裕層の体面を守り、彼らの共同体へ帰属を強固なものとするためのものでもあった。

フランス人教会による「教会規律」に基づいた統制と救貧活動は、それらが1680年代、90年代にロンドンに到着した難民の共同体への帰属意識に、とりわけ長老会にとって、重要な役割を果たしたことを示している。もっとも、フランス人教会が試みた信仰を基盤とする共同体意識の形成と維持、そのための手段としての「教会規律」の実践と救貧活動を、移民たちが、個人として集団として、どのように受け止めていたか、現段階ではそのことを十分に示し得ない。しかしながら、『議事録』の記録は、規律違反やコンフォーマニスト教会への帰属など、長老会が期待しない行動を取る移民の姿を垣間見せる。

本稿の意図するところは、信仰に基づくアイデンティティの否定ではない。もちろん、それがユグノーたちにとって重要なアイデンティティの中核であり続けたことは、これまでのことから明らかである。プロテスタント信仰という共通の素地をもつ場所であるからこそ、彼らはイングランドに渡ってきたのである。そうであっても、到着したその土地は、彼らにとって、これまでとは異なる慣習や言語の地でもあった。そこに存在するフランス人教会と共同体は、彼らに、同朋の存在と自らの出身地域「故郷」を強く意識させたはずである。17世紀前半とは異なり、フランス人教会に所属する者の出身地が、いわゆるフランスに集中していることは、考慮されるべきであろう。移民という行為によって、教会や友愛協会と関わりによって、彼らは、ナショナル・アイデンティティとは言えないにせよ、地域、故郷としてのゆるやかな「フランス」を想起し、そこへの帰属意識もみいだしたのではないか。教会と信仰は結束や帰属の核であったが、地域や職業的な繋がりに基づく友愛

協会の設立と存続の事例は、移民のアイデンティティが、信仰以外の要因によっても形成・強化され、同化の過程でもそのアイデンティティが保持されたことを示唆している<sup>96</sup>。近世のプロテスタントの同化やアイデンティティを理解するためには、それらをすでにある固定的・直線的なものとして捉えるのではなく、それらのなかにある流動性や多層性を見ていくべきであろう。

本稿はユグノーの、とりわけ長老会の、意図とアイデンティティの一端を見たにすぎない。また、本稿で取り上げた規律化、救貧、友愛協会の各事柄については、それぞれにより精緻な分析・検証が必要であることは言うまでもない。その際には、これらの問題を、本稿では割愛した当時の宗教・政治事情との関係のなかで問う必要がある<sup>97</sup>。本稿で示唆されたことを明らかにするために、コンフォーミスト教会やイングランド側の史料をも活用しながら、信徒の動向、17世紀後半に到来した移民の第二世代以降のアイデンティティについての研究の深化が今後の課題となる<sup>98</sup>。

17世紀後半のロンドンにフランスから多くのプロテスタントが流入したことで、可視化・顕在化するロンドンのなかの「フランス」は、移民だけでなく、それ以上に、ホスト社会の自己認識にも揺さぶりを与えたはずである。

#### 註)

- 1 本稿は2006年9月27日から29日までロンドンの歴史学研究所 (Institute of Historical Research) にて開催された第5回日英歴史家会議 (The 5<sup>th</sup> Anglo-Japanese Conference of Historians: Migration and Identity in British History) の第一日目に著者が行った報告 ‘Immigrants, their Churches and their Identity in Early Modern England: The French Church of London and the Huguenots, 1680-c.1700’ がもとになっている。英文原稿脱稿後、『文学部論叢』所収用に訳出し、さらに加筆、修正したものである。報告原稿はDavid Bates and Kazuhiko Kondo (eds.), *Migration and Identity in British History, Proceedings of the 5<sup>th</sup> Anglo-Japanese Conference of Historians*, Tokyo, 2006, pp.48-63 に所収されている。ロンドンにおける報告ならびに本稿は、熊本大学より交付された「平成18年度科学研究費補助金申請・採択方針に基づくインセンティブの付与 (間接経費-若手インセンティブ)」による成果の一部である。
- 2 The Stranger Church を本稿ではこれまでの慣例に従い外国人教会と訳す。なお、異邦人教会と訳す場合もある。西川杉子、「イングランド国教会はカトリックである——17・18世紀のプロテスタント・インタナショナルと寛容問題——」、深沢克己、高山博編、『信仰と他者 寛容と不寛容のヨーロッパ宗教社会史』、東京大学出版会、2006年、174頁註(5)、(以下、西川「イングランド国教会」と略す)。
- 3 本稿では、便宜上、フランス人、オランダ人という表記を使用するが、その際のフランス人や

オランダ人とは、必ずしも近代的なナショナル・アイデンティティを有した国民という意味でのフランス人やオランダ人ではない。フランス出身の者を意味する。本稿当該時期から18世紀において、近代的な「ナショナリティ」を援用することには慎重さが求められる。この点は、坂本優一郎、「18世紀ロンドン貿易商の家族史——ファン・ネック家の事例にみる文化の境界と社会的結合」、『人文学報』（京都大学人文科学研究所）、第91号、2004年、33頁、註（35）に指摘されているとおりである。

- 4 R.D.Gwynn, 'Patterns in the Study of Huguenot Refugees in Britain: Past, Present and Future', in Irene Scouloudi (ed.), *Huguenots in Britain and their French Background, 1558-1800*, London, Macmillan Press, 1987, pp.217-235. ユグノー・ソサイエティ (The Huguenot Society of Great Britain and Ireland) が刊行する *Proceedings* にはユグノーを中心にプロテスタント移民に関する研究成果が数多く報告されている。
- 5 R.D.Gwynn, *Huguenot Heritage: The History and Contribution of the Huguenots in Britain*, Second Revised Edition, Brighton, Sussex Academy Press, 2001 (以下、Gwynn, *Huguenot Heritage* と略す)。この領域に関する最新の研究としては以下のものが挙げられる。L.B.Luu, *Immigrants and the Industries of London 1500-1700*, Ashgate, 2005。
- 6 O. P. Grell, *Dutch Calvinists in Early Stuart London: The Dutch Church in Austin Friars 1603-1642*, Leiden, 1989. Andrew Pettegree, *Foreign Protestant Communities in Sixteenth-Century London*, Oxford, 1986. Irene Scouloudi (ed.), *Huguenots in Britain and their French Background, 1558-1800*, London, Macmillan Press, 1987. この領域における最近の研究としては以下のものが挙げられる。Nigel Goose and Lien Luu (eds.), *Immigrants in Tudor and Early Stuart England*, Brighton, Sussex Academy Press, 2005。
- 7 L.B.Luu, 'Assimilation or segregation: colonies of alien craftsmen in Elizabethan London', *Proceedings of the Huguenot Society of Great Britain and Ireland*, Vol. 26, No. 2 (1995), pp. 160-172. Andrew Pettegree, 'Thirty years on': Progress towards Integration amongst the Immigrant Population of Elizabethan London', in J.Chartres and D.Hey (eds.), *English Rural Society, 1500-1800*, Cambridge U.P., 1990, pp.297-312。
- 8 Randolph Vigne and Charles Littleton (eds.), *From Strangers to Citizens: The Integration of Immigrant Communities in Britain, Ireland and Colonial America, 1550-1750*, Brighton, Sussex Academy Press, 2001, p. 375 (以下、Vigne and Littleton(eds.), *From Strangers to Citizens* と略す)。この論集が扱うテーマは多岐にわたっており、所収論文のすべてが移民の同化や市民化についての問題を扱っているわけではない。
- 9 ディアスポラ概念については、ロビン・コーエン (駒井洋監訳、角谷多佳子訳)、『グローバル・ディアスポラ』、明石書店、2001年を参照。
- 10 B.V. Ruymbeke and R.J.Sparks (eds.), *Memory and Identity: The Huguenots in France and the Atlantic Diaspora*, South Carolina U.P., 2003 (以下、Ruymbeke and Sparks (eds.), *Memory and Identity* と略す)。
- 11 B.V. Ruymbeke, 'Minority Survival: The Huguenot Paradigm in France and the Diaspora', in Ruymbeke and Sparks (eds.), *Memory and Identity*, p.1。
- 12 R.D.Gwynn (ed.), *Minutes of the Consistory of the French Church of London, Threadneedle Street 1679-1692*, Quarto Series of the Huguenot Society of Great Britain and Ireland, Vol.58, London, 1994 (以下、*Minutes* と略す)。Charles Littleton, 'Acculturation and the French Church of London, 1600- circa 1640', in Ruymbeke and Sparks (eds.), *Memory and Identity*, pp.90-109 (以下、Littleton, 'Acculturation' と略す)。O.P.Grell, *Dutch Calvinists in Early*

- Stuart London: The Dutch Church in Austin Friars 1603-1642*, Leiden, 1989. Id., *Calvinist Exiles in Tudor and Stuart England*, Aldershot, Scolar Press, 1996.
- 13 Littleton, 'Acculturation', p.106.
- 14 移民研究において、「プロテスタント・インターナショナル」は重要な視座となっている。ここではその一例を挙げておく。J.F.Bosher, 'Huguenot Merchants and the Protestant International in the Seventeenth Century', *The William and Mary Quarterly*, 3rd Ser., Vol.52, No.1, 1995, pp.77-102. R.D.Gwynn, 'The Huguenots in Britain, the 'Protestant International' and the defeat of Louis XIV', in Vigne and Littleton (eds.), *From Strangers to Citizens*, pp.412-424. Sugiko Nishikawa, 'English Attitudes toward Continental Protestants with Particular Reference to Church Briefs, c.1680-1740', (Ph. D. dissertation, University of London), 1998, chap.3. 邦語文献については、この領域の研究は十分ではない。先駆的研究としては、西川杉子、「プロテスタント・ネットワークのなかのイギリス」、近藤和彦編、『長い一八世紀のイギリス——その政治社会』、山川出版社、2002年、115-149頁。西川、「イングランド国教会」、145-182頁。坂本優一郎、前掲論文は、ユグノー系豪商一族の社会的結合や心性に関する精緻な実証研究である。そこでは、近世ロンドンのユグノー系商人にみられた「文化的境界」のゆらぎや再構築について興味深い議論が提示されている。
- 15 坂本、前掲論文、4-5頁。移民研究の視角に内包される問題点が指摘されている。
- 16 Eileen Barrett, 'Huguenot Integration in Late 17th-and 18th- Century London: Insights from Records of the French Church and Some Relief Agencies', in Vigne and Littleton (eds.), *From Strangers to Citizens*, p.375.
- 17 Ibid., p.376. Bernard Cottret, *The Huguenots in England: Immigration and Settlement c.1550-1700*, Cambridge U.P., 1991, p.267.
- 18 ディアスポラにとって home(故郷)とその神話化は重要である。A. J. Kershen はユグノーについても、それが当てはまるとし、ユグノーにとって、彼らのフランスとは「想像の共同体」であると提言している。A. J. Kershen, *Strangers, Aliens and Asians: Huguenots, Jews and Bangladeshis in Spitalfields 1660-2000*, Routledge, 2005, p.28.
- 19 中川順子、「17世紀後半のロンドンにおける外国人義援金受給者」、*EX ORIENTE* (『エクス・オリエンテ』、大阪外国語大学言語社会学会) 第7号、2002年、55-74頁(以下、中川、「義援金受給者」と略す)。中川順子、「庇護と規律化の信仰共同体——外国人教会と在英外国人たち——」、川北稔編、『結社のイギリス史 クラブから帝国まで』、山川出版社、2005年、41-55頁(以下、中川、「庇護と規律化」と略す)。
- 20 註13参照のこと。原史料はユグノー・ソサイエティの図書館に所蔵されている。なお、この『議事録』を用いて教会の救貧活動を明らかにした研究がある。視点は異なるが、本稿はその研究成果を一部参考にしてしている。須永隆、「「ナントの勅令」廃止(1685年)前後のロンドン・フランス人教会と難民救済——熟練職人集団受け入れ時の諸問題——」、『亜細亜大学経済学紀要』、第26巻、第2、3号、15-44頁(以下、須永、「難民救済」と略す)。
- 21 A.P. Hands and Irene Scouloudi (eds.), *French Protestant Refugees Relieved through the Threadneedle Street Church, London 1681-1687*, Quarto Series of the Huguenot Society of London, vol.49, London, 1971(以下、*H.S.Q.S.*,49と略す)。Raymond Smith (ed.), *Records of the Royal Bounty and Connected Funds, the Burn Donation, and the Savoy Church in the Huguenot Library, University College, London*, Quarto Series of the Huguenot Society of London, vol.51, London, 1974(以下、*H.S.Q.S.*,51と略す)。
- 22 例えば、エリザベス期以降、外国人教会の統括責任はイングランド国教会にあった。また、牧

- 師の任命には国王の承認が必要であった。Yves Jaulmes, *The French Protestant Church of London and the Huguenots; from the Church's Foundation to the Present Day*, London, 1993, p.7.
- 23 Pettegree, *op.cit.*, chs.2-3. Jaulmes, *op.cit.*, pp.5-7.
- 24 Littleton, 'Acculturation', p.93.
- 25 16世紀後半の段階で教区教会に所属する移民もいた。中川、「庇護と規律化」、44頁。
- 26 Littleton, 'Acculturation', pp.101-107. Gwynn, *Huguenot Heritage*, pp.44, 121-123.
- 27 なお、サヴォイ教会の所属者数は多いときで4,000人であった。*Ibid.*, pp.44-45. R.D.Gwynn, 'The Distribution of Huguenot Refugees in England, II', *Proceedings of the Huguenot Society of London*, Vol.22, No.6, 1976, pp.522-523.
- 28 1681年はフランス国内でドラゴナード（竜騎兵によるプロテスタントへの攻撃）が本格的に始まった年である。木崎喜代治、『信仰の運命 フランス・プロテスタントの歴史』、岩波書店、1997年、109-112頁。
- 29 *Minutes*, pp.1-3. R.D.Gwynn, 'The Arrival of Huguenot Refugees in England 1680-1705', *Proceedings of the Huguenot Society of London*, Vol.21, No.4, 1969, p.373. Kershen, *op.cit.*, p.78. 到着者数の詳細については、中川、「義援金受給者」、58-59頁。須永、「難民救済」、16-21頁参照。
- 30 「教会規律」(the *Discipline*) はエリザベス期にNicolas des Gallarsによって起草・作成されたとされている。1561年に、彼は*Forme de Police ecclésiastique instituée à Londres en l' Eglise des François*をロンドンで刊行し、それは1578年にRobert le Maçon de la Fontaineによって、さらに後の1641年に新しいヴァージョンに修正された。古くからある改革派教会(London, Canterbury, Norwich, Southampton, Thorney)はこの「教会規律」に従って運営されていた。*Minutes*, p.20. Philippe Denis, 'Discipline' in the English Huguenot Churches of the Reformation: a Legacy or a Novelty?', *Proceedings of the Huguenot Society of London*, Vol. 23, No.3, 1979, pp.166-172. Gwynn, *Huguenot Heritage*, p.60.
- 31 中川、「庇護と規律化」、41-55頁参照。また、須永隆、「ヨーロッパの宗教戦争とイングランドへのプロテスタント亡命難民——ロンドンにおける外国人の教会生活と経済活動——」、今関恒夫他編、『近代ヨーロッパの探究 3 教会』、ミネルヴァ書房、2000年、206-242頁にも詳しい。
- 32 *Minutes*, p.15. Raymond Smith (ed.), *The Archives of the French Protestant Church of London*, Quarto Series of the Huguenot Society of London, vol.50, 1972, pp.7-8.
- 33 Jaulmes, *op.cit.*, p.8. *Minutes*, pp.10-12, 20.
- 34 *Ibid.*, pp.12, 361-368.
- 35 Littleton, 'Acculturation', pp.101-107. Kershen, *op.cit.*, pp.75-76.
- 36 ここでのフランス語は近代以降の標準フランス語という意味ではない。あくまでも方言を含む広義のフランス語系という意味である。なお、17世紀後半、ロンドンのフランス人教会所属者には北フランス沿岸地域の出身者が多いという特徴がある。中川、「義援金受給者」、58頁。
- 37 Of Supper V in *Discipline*, [in 'Ecclesiastical Discipline of the French Protestant Church of London, Established by Edward VI. Observed in Churches of the French Language Collected in This Kingdom of England, As it was Revised by the Synod of the Said Churches the Year 1641', London, 1915] in R.D.Gwynn (ed.), *A Calendar of the Letter Books of the French Church of London from the Civil War to the Restoration, 1643-1659*, Quarto Series of the Huguenot Society of London, vol.54, London, 1979, pp. 122-123.

- 38 Jaulmes, *op.cit.*, p.8.『議事録』には長老が担当地区の信徒にこの「しるし」を配布するという記述が散見される。*Minutes*, passim.
- 39 以下、( )内は『議事録』に項目・内容が記載されている日付を示す。*Minutes*, p.34.
- 40 *Ibid.*, p.97
- 41 Barrett, *op.cit.*, p.378
- 42 例えば、*Minutes*, pp.184-245など。
- 43 Henri de Massue de Ruvigny, 1st Earls of Galway (1648-1720).パリ生まれのユグノー。ウィリアム3世に仕え、イギリス軍の指揮官となった人物。1690年前後にイングランドに帰化した。William A. Shaw (ed.), *Letters of Denizen and Acts of Naturalization for Aliens in England, 1603-1700*, Quarto Series of the Huguenot Society of London, vol.18, London, 1911, p.224. Matthew Glozier, *The Huguenot Soldiers of William of Orange and the Glorious Revolution of 1688*, Brighton, Sussex Academic Press, 2002, p.152. DNBによれば、彼の父親も1680年に帰化しているが、今回それについては確認できていない。
- 44 5 October 1690, in *Minutes*, pp.327-8. 一部の救貧活動においては協力体制の必要性を認めている (1690年11月9日、*Minutes*, p.328)。
- 45 *Ibid.*, pp.1-8. 例えば、1683年5月2日に信徒の政党活動についてイングランド側から苦情がきたことが問題になっている。*Ibid.*, p.101.
- 46 Barrett, *op.cit.*, p.376.『議事録』にも当事者と呼ばれたとの記録が散見される。
- 47 mereau の表記は史料の表記のまま。*Minutes*, p.330.
- 48 *Ibid.*, pp.10,14.
- 49 *Ibid.*, pp.61,87.
- 50 *Ibid.*, p.137.
- 51 *Ibid.*, p.197.
- 52 29 October 1690, in *ibid.*, p.328.
- 53 *Ibid.*, p.74.
- 54 路上で騒ぐ子供はしばしば問題となっていた。そのような子供については、教会内に入れるか、そこから退去させるかであった。30 January 1681, 25 June 1682, 1 April 1685, 26 April 1685 and 3 October 1688 in *ibid.*, pp.80,145,146,284.
- 55 8 July 1688, in *ibid.*, p.274.
- 56 22 July 1683, 29 April 1688 and 26 June 1692, in *ibid.*, pp.111, 262, 348.
- 57 ‘…so ill befitting their condition as persecuted Protestants and refugees. They dishonor their nation and church…’, in *ibid.*, p.134.
- 58 *Ibid.*, pp.331-332.
- 59 5 October 1692, in *ibid.*, p.353.
- 60 Raymond Smith, ‘Financial Aid to French Protestant Refugees 1681-1727: Briefs and Royal Bounty’, *Proceedings of the Huguenot Society of London*, Vol.22, No.3, 1973, p.252.
- 61 Kershen,*op.cit.*, p.109. *Minutes*, passim. 須永、「難民救済」、参照。
- 62 例えば、29 September 1680, in *ibid.*, p.43.
- 63 *Ibid.*, pp. 70-1, 73, 256-7.
- 64 *Ibid.*, pp.10, 19, 20, 119, 252, 309-10. *H.S.Q.S.*, 49, pp.10-12 and passim.
- 65 例えば、3 October 1683, in *Minutes*, p.116.
- 66 詳細については、*H.S.Q.S.*, 49, pp.1-18, *H.S.Q.S.*, 51, pp.1-10参照のこと。教会の独自の財源や信徒の遺産から貧民への寄付もあった。例えば、Gram氏は100ポンド遺贈した。8 January



- 1690, in *Minutes*, p.315.
- 67 西川杉子,「プロテスタント国際主義から国民意識の自覚へ——1680年代—1700年代のイングランド国教会をめぐる——」,『史学雑誌』,第105巻,11号,1996年,11頁。
- 68 *H.S.Q.S.*, 49, passim. 中川,「義援金受給者」,62-67頁。
- 69 *Minutes*, p.145. 須永,「難民救済」,29頁。
- 70 *Ibid.*, p.289.
- 71 *Ibid.*, pp.151-152.
- 72 18 October 1685 and 30 January 1687, in *ibid.*, pp.152,181.
- 73 7 May 1690, in *ibid.*, p.321.
- 74 *Ibid.*, p.134.
- 75 *Ibid.*, p.315.
- 76 Smith, op.cit., p.524.
- 77 *H.S.Q.S.*, 49, p.174. 1681年から87年までの間には28人もジェントルマン・ジェントルウーマンが義援金を受け取っている。中川,「義援金受給者」,64頁。
- 78 下賜金は個人に対してだけでなく、地方の教会や学校や医療費への支援・支払いにも充てられた。41%の内訳については、上流層約12%、ブルジョワジには約29%であった。Margaret Escott, 'Profiles of Relief: Royal Bounty grants to Huguenot Refugees, 1686-1709', *Proceedings of the Huguenot Society of Great Britain and Ireland*, Vol.25, No.3, 1991, pp.263-264. R.A.Sundstrom, 'French Huguenots and the Civil List, 1696-1727: A Study of alien Assimilation in England', *Albion*, 8, 1976, pp.219-235 (以下, Sundstrom, 'French Huguenots and the Civil List' と略す)。
- 79 Sundstrom, 'French Huguenots and the Civil List', p.229. R.A.Sundstrom, 'Aid and Assimilation: A Study of the Economic Support Given French Protestants in England, 1680-1727', (Ph.D. dissertation, Kent State University), 1972, p.68 (以下, Sundstrom, Ph.D. と略す)。
- 80 Kershen, op.cit., p.111. 特にブルジョワジのカテゴリへの支給額は、下層への支給額が減少していくのに対し、増加の傾向にある。Sundstrom, Ph.D., pp.76,89-90.
- 81 *Ibid.*, pp.57-59. のちに委員の選出はユグノー救済の財務上の監督組織である the Lords Commissionersに委ねられる。
- 82 *Ibid.*, pp.132-165.
- 83 Escott, op.cit., p.267. Kershen, op.cit., p.111. 富裕なメンバーへの配慮は教会内のpewを彼らに優先的に振り分け、教会内における階層差を明確化する動きにも見られる。*Minutes*, p.12 and passim.
- 84 Michael Walzer, *On Toleration*, New Heaven, Yale University Press, 1997, p.31.
- 85 不況時や一時に大量に移民が到着すると、外国人嫌いの風潮が強まる傾向が強い。また、王権や政府による移民への保護政策も、批判の対象となりやすかった。Gwynn, *Huguenot Heritage*, pp.52-100, 140-165. Barrett, op.cit., pp.377, 379. Kershen, op.cit., pp.193-198.
- 86 *Minutes*, p.113.
- 87 22 August 1683, in *ibid.*, pp.113-114.
- 88 Goose and Luu (eds.), op.cit., pp.69-71, 196-199.
- 89 Tessa Murdoch, 'Quiet Conquest: The Huguenots 1685-1985', *History Today*, Vol.35, May, 1985, p.33. Barrett, op.cit., pp.378-379. Gwynn, *Huguenot Heritage*, pp.215-219.
- 90 'The journeyman tailors' articles of association were found good, judicious and in keeping

with piety, except for one which states that they will meet to eat together on the first Sunday of each quarter, which would be bound to profane the holiness of that day and scandalize good souls', 14 and 21 February 1692, in *Minutes*, p.345.

- 91 W.C.Waller, 'Early Huguenot Friendly Societies', *Proceedings of the Huguenot Society of London*, Vol. 6, 1902, pp.201-233.
- 92 Kershen, *op.cit.*, p.81.
- 93 27 March 1688, in *Minutes*, p.257.
- 94 Barrett, *op.cit.*, pp.378-379.
- 95 Kershen, *op.cit.*, p.114.
- 96 Barrett, *op.cit.*, p.381.
- 97 この点については、報告時にコメンテーターのJustin Champion教授からアドバイスをいただいた。感謝御礼申し上げます。Champion教授のコメントはBates and Kondo, *op.cit.*, pp.64-65に所収されている。
- 98 坂本論文はそのひとつの方法論を提示している。報告時にイングランド側の史料利用の可能性についてフロアから複数の助言をいただいた。皆様に感謝御礼申し上げます。